

千葉県 I H E A T 要員運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域保健法（昭和22年法律第101号。以下「法」という。）

第21条から第23条の規定に基づく I H E A T 要員の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法及び地域保健法施行規則（昭和28年厚生省令第55号。以下「施行規則」という。）で使用する用語の例によるほか、次の各号のとおりとする。

(1) I H E A T 要員

次の条件をすべて満たした者

ア 別表に定める国や千葉県（以下「県」という。）及び千葉市保健所（以下「保健所」という。）で実施される研修（以下「別表に定める研修」という。）が実施される日時点で I H E A T 運用支援システム（以下「I H E A T. J P」という。）に登録されている者

イ 保健所業務の支援が可能な、施行規則第3条で定める専門職である者

(2) 市 I H E A T 要員

I H E A T 要員のうち、次の条件をすべて満たした者

ア 千葉市（以下「市」という。）在住または在勤者

イ 第一希望の支援先を市として市に回答した者

ウ I H E A T. J P のユーザー規約に同意している者

(3) I H E A T. J P

国が整備する保健所設置自治体における I H E A T の運用を支援するシステム

(役割)

第3条 各役割は、次の各号のとおりとする。

(1) 市 I H E A T 要員

健康危機発生時に市から支援の要請があった際には、自発的意思により、可能な限り要請に応じて支援業務を行う。また、別表に定める研修を受講し、資質の向上に努める。

(2) 健康危機管理課

市 I H E A T 要員の運用の主体として、市 I H E A T 要員の確保、名簿管理、研修を行い、就業している市 I H E A T 要員については支援が円滑に実施されるよう雇用主との調整等を行う。

(3) 保健所

健康危機発生時に速やかに市 I H E A T 要員の支援を受けることができるよう、市 I H E A T 要員の受入体制を整備し、健康危機管理課と連携して市 I H E A T 要員の確保に努めるとともに、市 I H E A T 要員向けに実践的な訓練を行う等の支援を行う。

(市 I H E A T 要員の業務)

第 4 条 市 I H E A T 要員は、健康危機発生時における保健所の業務を支援するため、次の業務を実施する。

- (1) 積極的疫学調査や健康観察等、感染症のまん延等の健康危機に対応するための保健所の業務
- (2) 保健所の通常業務

(市 I H E A T 要員の確保)

第 5 条 市は、市 I H E A T 要員に関する募集や広報を行う。特に、外部の専門職や、保健所を退職した者等、行政機関での勤務経験者等に対し、積極的に行う。また、市 I H E A T 要員になりうる専門職の関係団体や医療系大学等と連携して行うよう努める。

(名簿管理)

第 6 条 健康危機管理課はちば電子申請サービスにより I H E A T . J P への新規登録受付を行うとともに、市 I H E A T 要員に対し、毎年度 4 月末までに I H E A T . J P 上の情報更新を依頼する。

(身分)

第 7 条 市 I H E A T 要員は、会計年度任用職員として任用するものとする。

(市 I H E A T 要員の人材育成)

第 8 条 健康危機管理課は、市 I H E A T 要員が即応人材として保健所において支援する業務の実施方法や手順を理解し実践できるよう、別表に定める研修について市 I H E A T 要員に受講を促す。

- 2 保健所は、保健所実践型訓練に申し込みをした市 I H E A T 要員に対し、感染症対策の一環として行う実践型訓練を実施するものとし、参加した市 I H E A T 要員については実施日翌月末までに健康危機管理課へ参加者名簿を提出する。
- 3 健康危機管理課は、市 I H E A T 要員の研修受講履歴管理、研修謝金支払履歴管理を行う。
- 4 健康危機管理課は、別表に定める研修に参加した市 I H E A T 要員に対し、千葉市 I H E A T 要員研修謝金支給要綱に基づき研修謝金を支給することができる。

(関係者への協力依頼)

第 9 条 健康危機管理課は、市 I H E A T 要員の雇用主に対し、市 I H E A T 要員の研修受講や健康危機発生時の業務支援に関して協力依頼を行う。

(市 I H E A T 要員への支援要請基準)

第 10 条 健康危機管理課は、新興感染症発生等に伴い「千葉市健康危機管理対策本部」又は「千葉市新型インフルエンザ等対策本部」が設置され、職員による人員調整だけでは保健所等の業務への対応が困難な場合等の必要な場合に、市 I H E A T 要員へ支援要請を行うことができる。

(市 I H E A T 要員への支援要請)

第 11 条 健康危機管理課は、I H E A T . J P により市 I H E A T 要員に対し支援要請を行う。

(健康危機発生時における活動期間等)

第 12 条 市 I H E A T 要員の活動期間、活動場所及び業務内容等は、健康危機管理課、保健所及び市 I H E A T 要員が協議の上、これを定める。

(活動の変更及び中止)

第 13 条 健康危機管理課は、人材派遣や外部委託等により、健康危機発生事案に対応できる体制が確保されると見込まれる場合、保健所と協議・調整したうえで、市 I H E A T 要員の活動を変更または中止することができる。

(守秘義務)

第 14 条 市 I H E A T 要員は、業務に従事して知り得た情報を第三者に洩らしてはならない。市 I H E A T 要員の任を退いた後についても同様とする。

(広域調整)

第 15 条 健康危機管理課は、必要な要員が確保できない場合、県に対して I H E A T 要員の派遣について調整を行う。

(委任)

第 16 条 この要綱に規定するもののほか、I H E A T の運用に関して必要な事項は千葉市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

実施主体	研修種別	研修内容
市	保健所実践型訓練	感染症業務に関する実践型訓練 や研修
県	eラーニング	感染症等の健康危機に関する基 本的な教育
県	講義・講演・演習等	感染症に関する応用的な教育
国	国において実施する疫学研修（国立感染研 究センター等）	—